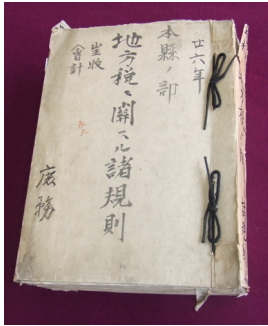


地方税ニ關スル諸規則



明治11年7月に制定された「府縣稅及民費ノ名ヲ以テ徵收セル府縣費區費ヲ地方稅ト改メ規則ヲ定ム」を通称地方稅規則といわれています。また、この地方稅規則は、郡區町村編制法や府縣令規則とともに、三新法と呼ばれています。この地方稅規則は、近代的な地方稅制の祖といわれ、大正15年に制定された「地方稅ニ關スル法律」により廢止となりました。

この地方稅規則は、従来府縣稅や民費の名をもつて徵收する諸稅をすべて地方稅として府縣稅に統一し、府縣限りで徵收することとし、その費途が明らかに定められました。

その後、明治23年には法律第88号で「府縣稅徵收法」が制定され、第1條で「市町村ハ其市町村内ノ府縣稅ヲ徵收シ之ヲ府縣ニ納付スルノ義務アルモノトス」と規定しています。また、第13條では、「此法律ニ關スル細則ハ府縣會ノ議決ヲ經テ府縣知事之ヲ定ムヘシ」と定められています。

府縣稅徵收法	
御名 御璽	
明治二十三年九月三十日	
<p>府縣稅徵收法 法律第八十八號(宣稱十月一日)</p> <p>第一條 市町村ハ其市町村内ノ府縣稅ヲ徵收シ之ヲ府縣ニ納付スルノ義務アルモノトス 地租別外ノ府縣稅ニ對シテハ其徵收金額ノ百分ノ四ヲ徵收費用トシテ其市町村ニ交付スヘシ但 東京市京都市大阪市ハ此限ニ在ラス</p> <p>第二條 市町村ハ邊境ニ依リ其徵收金ヲ亡失シタルトキハ之ヲ辨償スルノ責ニ任スヘシ ニ訴願スルコトヲ得</p> <p>第三條 府縣知事ハ前條ノ訴願ヲ受ルトキハ府縣參事會ノ議決ヲ經テ責任ヲ免除スルコトヲ得</p> <p>第四條 府縣稅ヲ徵收スルトキハ府縣知事又ハ其委任ヲ受ケタル命令者ハ市町村ニ對シ徵稅令書 ヲ發シ市町村長ハ徵稅令書ニ依リ徵稅傳令書ヲ調製シ之ヲ各納稅人ニ交付スルモノトス</p> <p>第五條 市町村長ハ徵稅令書ニ依リ徵稅傳令書ヲ受ケタル場合ニ於テハ徵稅令書直チニ各納稅人ニ交付ス ルコトヲ得</p> <p>第六條 隨時徵收ノ府縣稅ハ府縣知事又ハ委任ヲ受ケタル命令者ニ於テ直チニ各納稅人ニ徵稅令 書ヲ發スルコトヲ得</p> <p>第七條 徵稅傳令書ヲ受ケタル各納稅人及徵稅令書ヲ受ケタル市ノ各納稅人ハ稅金ヲ市町村ノ收 入役ニ拂込ミ其領收證書ニ市町村長ノ捺印ヲ得テ納稅ノ義務ヲ了ルモノトス</p> <p>第八條 市町村ハ其徵收シタル稅金ヲ府縣出納吏ニ納付シ其領收證書ヲ得テ義務ヲ了ルモノトス</p> <p>第九條 第七條ニ依リ各納稅人ハ稅金ヲ府縣出納吏ニ納付シ其領收證書ヲ得テ納稅ノ義務ヲ了ルモノト ス</p> <p>第十條 納稅人他ノ負債ニ依リ身代價ノ處分ヲ受ケタルトキ其既ニ徵稅令書ヲ發シタルモノアルト キハ國稅徵收法第十四條第十五條ノ例ニ依リ國稅ニ次テ府縣稅ヲ徵收スヘシ</p> <p>第十一條 國稅若シハ市町村稅ヲ滯納シタル爲メ滯納者ノ財産ヲ賣却シタル場合ニ於テ既ニ徵稅令 書ヲ發シタルモノアルトキハ市町村稅ニ先チ府縣稅ヲ徵收スヘシ</p> <p>第十二條 府縣稅納稅義務ノ期滿免除ハ國稅ノ例ニ依ル</p> <p>第十三條 町村制ヲ施行セザル地方ニ於テハ此法律ニ依リ町村ノ爲メキ職務ハ戶長ニ於テ之ヲ 行フヘシ</p> <p>第十四條 此法律ニ關スル細則ハ府縣會ノ決議ヲ經テ府縣知事之ヲ定ムヘシ</p> <p>第十五條 府縣制施行ニ至ル迄ノ間ハ此法律ハ地方稅ノ徵收ニ適用ス</p> <p>第十六條 此法律ハ明治二十四年度所屬ノ徵稅ヨリ之ヲ施行ス</p>	<p>内閣總理大臣 伯爵 山縣有朋 內務大臣 伯爵 西鄉從道 大藏大臣 伯爵 松方正義</p>

府縣稅徵收法

歴史的な文書閲覧室が保管している「地方税ニ關スル諸規則」には、明治23年3月から明治28年2月までの間の、府縣稅徵收法第13条に基づき定められた「府縣徵收法施行細則」をはじめ、「訓令」などで知事が所属機関や職員に命令したさまざまな「規則」、「規程」や「取扱手續」等が綴られています。

(別冊)

府縣稅徵收法施行細則

第壹號 明治廿四年一月縣令第3号

明治廿三年法律第8十八號府縣稅徵收法第13条ニ據リ府縣稅徵收法施行細則縣令ノ議決ヲ認可シ別冊ノ通之リ定ム

第1条 府縣稅徵收法第5条市町村ニ對シ發スル徵稅令書ハ第1号式各納稅人ニ對シ發スル傳令書ハ第2号式ニ據リ調製スベシ

第2条 府縣稅徵收法第6条ニ據リ委任ヲ受ケタル令令者ニ於テ發スル徵稅令書ハ第2号式ニ據リ調製スベシ

第3条 知事又ハ委任ヲ受ケタル令令者ハ別級ノ規定アルモノヲ除ク外毎納期十五日以前ニ於テ徵稅令令者ニ發スベシ

第4条 府縣稅徵收法第7条ノ徵稅令令者ハ其納期日ヲ定ムル之ヲ發スベシ

第5条 知事又ハ委任ヲ受ケタル令令者ニ於テ徵稅令令者ニ發シタルハ該納稅額ヲ出納シ更ニハ市收入役ニ達示スベシ

第6条 各納稅人ニ於テ税金ヲ縣金庫ニ納付スルハ徵稅令令者ニ添付スベシ

第7条 各納稅人ニ於テ税金ヲ市町村收入役ニ拂止ムルハ徵稅令令者又ハ傳令書ヲ添付スベシ

明治24年1月縣令第3号 (府縣稅徵收法施行細則)

第12号 明治廿四年三月訓令乙第21号

地方經濟各所會計規則右記之通相定ム本年四月一日ヨリ施行ス

第1条 地方經濟各所會計規則

第2条 歲出中警察費警察庁舎建築修繕費郡庁舎建築修繕費郡吏員給料旅費及府中諸費教育費監獄署費監獄建築修繕費ヲ管理スル

第3条 本則ニ於テ分任收支令令官ト称スルハ知事ヨリ具收支ヲ委任セラレタルモノヲ云フ

第4条 分任收支令令官ハ其自己ノ發シタル令令ニ付責任ヲ有ス

第5条 一週年度ノ會計ハ其年四月一日ニ始ル但年度初月以前其年度ノ經費ニ充ツル歲

明治24年3月訓令乙第21号 (地方經濟各所會計規則)

佐賀縣訓令甲第百號

知事役所
市役所
町役所

地方稅(差納) 滞納處分依り差納(ケル物牛)
賣却代金及差納(ケル)通債(殘餘)國稅滞納處
分法第四十三條之依り滞納者(差納)之當り本人等
家行衛不分月等(ケル)同條ノ規定ヲ履行シ得ル
第百九拾四號ニ據ル我
心得(シ)

明治廿六年七月廿六日

佐賀縣知事永澤孫吉

佐賀縣

佐賀縣訓令甲第200号 (通知文)